

(事業用建築物の所有者等の義務)

第 17 条 事業用の建築物で規則で定めるもの(以下「事業用建築物」という。)の所有者は、市長の指示に従い、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 事業用建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 事業用建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用建築物を建設しようとする者(以下「事業用建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。